

番号	1. (1) (2)
項目	<p>1) 全国各地で災害が頻発しており、それに備えるべく大阪市として危機管理室と福祉局が連携の上、我々が関わりのある要配慮高齢者に対する①個別避難計画②福祉避難所開設③施設等業務継続計画（BCP）が一体的に運用できるよう共通ガイドラインを設定し、各区役所に発信できるよう取り組んで頂きたい。</p> <p>2) 併せて障がい児・者、子ども、妊産婦などの要配慮者への対応も一体的に取り組んで頂きたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>災害の発生に備えて、市老連、福祉局、危機管理室の三者が意見交換・情報共有できる意見交換会等を通じて、様々な課題の解決に向けて取り組んでまいります。</p> <p>障がい児・者、子ども、妊産婦などの要配慮者の命を守るためにも、関係局が連携し、それぞれの役割を果たせるよう引き続き取り組みを進めてまいります。</p>
担当	<p>危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380</p> <p>福祉局 高齢者施策部高齢福祉課 電話：06-6208-8026</p>

番号	2. (1) (2)
項目	<p>1) 指定福祉避難所として総務省の「緊急防災・減災事業債（地方債）」を活用した「施設設備の整備」補助金申請できるよう総務省へ働きかけ、補助金が受給できるよう取り組んで頂きたい。</p> <p>2) 福祉避難所開設時に必要な物品について、バリアフリーに配慮した簡易トイレ、要配慮者を受け入れるために必要な発電機・蓄電池、災害用毛布、段ボールベッド、災害用エアマット、福祉避難所用間仕切りなど、どのように供給されるか具体的にお示しください。</p>
<p>(回答)</p> <p>「緊急防災・減災事業債（地方債）」は、自治体（本市）が支出する補助金に充当されるものであり、各施設が受給する補助金に影響するものではありません。</p> <p>福祉避難所の開設については、災害発生後、区から依頼があった場合に開設していただきますが、要配慮者を災害時避難所から福祉避難所へ移送する際は、必要な物資も併せて災害時避難所から配送します。</p> <p>その他必要な物資がある場合は、社団法人日本福祉用具供給協会をはじめ、団体、企業等との間で、大規模災害が発生した場合における協定を締結しており、福祉避難所において必要な物資の確保及び供給に努めることとしております。</p> <p>しかしながら、行政機能の回復や物資の調達に時間がかかる場合を想定して、施設におきましても最低限の物資の備蓄にご協力をお願いしているところです。</p> <p>今後におきましても、災害の発生に備え、施設及び施設関係団体等と連携を図り、災害時における円滑な福祉避難所の運営に必要な物資の確保に努めてまいります。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380

番号	2 (3)
項目	<p>通所系サービスの福祉避難所対応は事業継続計画（BCP）の観点からすぐわないという考え方もあるため、事業所からの申し出があれば、指定福祉避難所協定を撤回させてほしい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市における指定福祉避難所につきましては、災害対策基本法第 49 条の 7 に基づき、指定避難所としての指定を行っており、同法第 49 条の 6 に取り消しについて規定されているため、指定の取り消しが可能です。</p> <p>なお、指定取り消しにあたっては、施設管理者と各区役所で協定を締結していると考えられますので、協定の破棄と合わせて、各区役所に申し出を行っていただければと思います。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7384